

令和8年度（第43期）事業計画書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

1. 事業の概要

本協会は、社員の専門的能力を集結し、公共事業が円滑かつ迅速に実現されることを目的として設立されました。今後も発注官公署からの信頼を堅持するために、常に質の高い業務を提供できるよう研鑽を重ねる必要があります。

本年度も、昨年度に引き続き 令和6年能登半島地震 及び 奥能登豪雨 による被災地の災害復興事業を最優先課題に掲げます。土地家屋調査士としての職能を最大限に発揮し、地域の再生に向けた基盤整備に全力を注ぐ所存です。

また、基幹業務である不動産登記法第14条第1項地図作成作業の受託や、市町発注の地籍調査事業への参画にも注力いたします。さらに、狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記道水路及び未登記建物表題登記業務等に関する啓発活動を提案する研修にも取り組み、事業の拡大と地域課題の解決に繋げてまいりたいと考えております。

2. 総務部の所轄事項

- （1） 協会の事務処理に関し、定款、規則及び規程を遵守する。
- （2） 協会事務所維持を適切に行う。

3. 業務部の所轄事項

- （1） 令和8年度の事業受託高予算を5億2千5百万円とする。
- （2） 不動産登記法第14条1項の地図作成・地籍整備事業に積極的に関与していく。
- （3） 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- （4） 新規業務開発活動に積極的に推進する。
- （5） 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり、有効なものについては積極的に取り入れていく。
- （6） 未契約の官公署に対して積極的に啓発活動を行う。
- （7） 一般市民、官公署職員及び本協会会員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- （8） 成果品の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- （9） オンライン登記申請の利用の促進を図る。
- （10） 能登半島地震による復興事業が多種多様に本格化してきている中で、加速化にも対応できる受託・人員体制を整える。
- （11） 受託業務を遅滞なく遂行できる技術力・人員確保の再確認を行う。
- （12） 物価高に対応した提示見積価格の適正性を確認する。

4. 経理部の所轄事項

- （1） 公益法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。
- （2） 新公益法人会計基準への円滑な移行に向けて準備を行う。